

(仮称)NemaruPort II 基本設計業務 公募型プロポーザル 質問回答書

本プロポーザル実施において提出されました質問について、次のとおり回答します。
 当該回答は、応募要領の追加または修正とみなします。質問に対する回答と、他の資料等との間で相違があった場合は、質問に対する回答を優先するものとします。
 質問の趣旨が他のものと同じと読み取れるものについては、まとめています。

No.	該当ページ	質問	回答
1	応募要領 3	「デザインビルド発注後、実施設計・工事 監理監修業務 委託契約」とございますが、「実施設計監 修」を別途契約に なりますでしょうか。	お見込みの通りです。今回の基本設計業 務委託とは別契約になります。
2	3	デザインビルドと記載がありましたが、基 本設計業務を まずは単独実施するものとして理解しまし た。その上で 実施設計・工事監理業務と並行して施工者 を決定するも のか、デザインビルド方式として設計・施 工両者を特定し 設計監理業務のみを切り分けて発注する という意味かを 教示いただきたいです。またこの場合の施 工者の選定方法についてお聞かせいただけ 施設概要に階数2階建て程度とありますが 、地下の提案は可能でしょうか。	デザインビルド方式として実施設計・施 工者を決定し契約いたします。「監修業務 」は別発注です。応募要領p7をご参照く ださい。 設計・施工業者の選定方法については、 現時点では条件付き一般競争入札を考 えておりますが、決定事項ではありません 。
3	4	施設概要に階数2階建て程度とありますが 、地下の提案は可能でしょうか。	ご提案に階の制限はしませんが、災害危 険区域（第2種区域）であること、一団 地の津波防災拠点市街地形成施設（東部 地区）であることをご留意ください。
4	4	一団地の津波防災拠点市街地形成施設とあ りますが、10 ページの参考プランを拝見すると1階部分 の業務継続性 （もしくは災害時の利活用）について浸水対 策などの具体 的なものがなく、一方で国土交通省の都市 計画運用指針 IV-2-2 都市施設の中の定義では(4)被災復興時に おけ る対応の項目で平常時と異なる機動的な対 応が求められ る施設とされています。現地で津波浸水履 歴の看板を確 認すると1階部分(GL)は浸水想定レベルか らは外れてい るようにも思いますが(一段下の地盤まで) そのように理 解してよろしいでしょうか。	対象敷地は災害危険区（第2種区域）に 指定されているため、津波による浸水を受 ける区域となっております。 指定条件によると、津波想定高さ（基準 面）がTP8.2～8.3mであり、対象敷地の 地盤高さが約TP7.90m、TP8.00mとなっ ておりますので、約0.2～0.3mの浸水が 想定されます。 現地の津波浸水履歴は、あくまでも実際 に東日本大震災時に到達した津波の高さ であり、災害危険区域の津波想定高さ（ 基準面）は復興造成後の浸水シミュレー ションを基に設定されたものです。 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/d ocs/2014082000115/
5	4	一団地の津波防災拠点市街地形成施設<東 部地区>に指定されておりますが、届出・ 許可などの申請業務が必要と考えてよろし いでしょうか。また必要な場合、申請に必 要な情報をデータで入手できると考えてよ ろしいでしょうか。 あるいは実測をする必要がありますでしょ うか。	一団地の津波防災拠点市街地形成施設< 東部地区>に関しては、都市計画法53条 の手続きが必要ですが、実施設計段階と 想定しています。 申請に必要な情報およびデータは、個人 情報を含まない資料については、原則的 に提供が可能と考えています。
6	4	「木造」は必須条件ですか。	木造とします。
7	4、11	規模について、p.4「延床面積380m ² 程度」 、またp.11「延床 面積350～370m ² 程度」と記載がございま すが、どちらを指 標とすればよろしいでしょうか。	380m ² 程度を指標としてください。

8	5	7(2) 関連情報 動画などを拝見しているとワークショップの場所として行政の建物の多目的室などを利用されているとお見受けします。現在ご使用になられている企業様や地域企業、市民の皆さんが行うワークショップの規模と、今回5. 平面構成例にある10名程度のワークショップスペースの規模との連関についてお聞かせいただきたいです。	かまいしDMCのワーケーション事業で行うワークショップは最大で40名程度で、その場合はこれまで通り市内の別施設等を使用する予定です。本計画施設内では10~20名、最大でもワークスペースを使用する場合の30名程度を想定しています。
9	7	補助金の取得等による竣工時期の制約はありますか。	原則として年度内工期となります。
10	8	施設に求める条件に関して、避難所としての利用を想定しておりますでしょうか。	釜石市の定める指定避難所ではありません。災害後に、被災者へ開放することは想定しています。
11	8	1施設コンセプト 企業向けワーケーション施設とのことですが、地域住民が立ち寄りたり、個室を利用するなど研修者以外の方の出入りや利用も想定していますでしょうか。	想定していません。利用者は、住民企業の場合でも予約が必須となります。
12	9	地域特有の建材・製品とは具体的にどのようなものがありますか。	釜石市産木材、鉄工製品など。
13	10	ワーケーション滞在者が市内ホテルに連泊する場合、ホテルや市内の他施設と本施設間の主な移動手段はレンタルの自動車又は自転車を想定していますか。 DMCスタッフによるワーケーション滞在者の送迎等は想定していますか。	そのとおりです。大型バスで送迎する場合がありますが、その場合、敷地内へのバスの乗り入れは考慮しなくてよろしいです。
14	10	計画敷地の南面に隣接する土地は産業施設用地と図示されていますが、分かっている範囲で利用詳細を教えてくださいませんか。 また、産業利用用地に含まれる道路(図中に青色矢印記号が示されている箇所)は今後廃道される予定と考えてよろしいでしょうか。	「特定業務施設：事務所、事業所その他の業務で、産業の振興、雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもの(住宅は不可)」という土地利用の考え方が示されている範囲です。 p10「配置イメージ」に「産業施設用地」と表記した範囲は、災害危険区域(第1種区域)であり、道路部分を含んでいますが、震災後に整備された道路で廃道予定ではありません。
15	10	敷地は東、北、南の3方で道路に面していますが、それぞれの道路の幅員を教えてください。	北側道路9m、東側道路9m、南側道路6mです。周辺の道路図を本回答の後ページに掲載いたします。
16	11	ワークスペースには連日の利用者様向けなどを想定した収納などは不要とし、荷物や書類は都度持ち帰る想定で宜しいでしょうか。	要不要は問いません、利用者の利便性を鑑みてご提案ください。
17	11	各室の必要要件として記載されている、デスクや収納などの家具は設計可能でしょうか。	ワークスペースとして十分に機能性・快適性を有することを前提として造作家具の設計提案は可能です。
18	11	諸元表に記載されている室に加えて、カフェやショップなどの新たな機能を設置することは可能でしょうか。	現時点でカフェやショップなどの機能は想定しておりませんが、ご提案を不可とするものではありません。

19	11	その他の要件の欄にワークスペース等、諸室の短辺と長辺の比が記載されていますが、提案によっては1:2を超えても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	諸元表に記載のとおりとします。
20	11	「館内で、利用者計50名が執務できること」とありますが、各室収容人数の合計とは人数が異なります。「50人」の内訳はどのようなイメージでしょうか。	各室ごとの内訳に制約はございません。館内で、利用者計50名が執務できることが条件です。
21	11	駐車場・駐輪場について、駐車スペース2台との記載があります。ただp12の平面構成例では車が3台描かれています。駐車台数に関しては最低2台という理解でよろしいでしょうか。	最低2台という理解でよろしいです。
22	11	「4. 諸元表」に駐車場・駐輪場の記載がありますが、「5. 平面構成例」を参照しますと、乗用車3台(EV車用2台+1台)の記載があります。E V車以外の駐車場1台を含めた3台とするのでよろしいでしょうか。	(同上)
23	11	駐車スペースは来客用でしょうか。その場合、従業員は敷地外に駐車場を確保する予定でしょうか。	EV 2台は、施設利用者への市内移動用レンタルを想定しております。従業員は敷地外に駐車場を確保します。
24	11	駐車場2台はかまいしDMC事務職員が専用利用するという認識でよろしいでしょうか。	(同上)
25	11	駐車場及び駐輪場には屋根は不要ですか。	屋根は絶対条件ではありません。ご提案によります。
26	11	駐車マスの大きさは、バリアフリー対応でしょうか。	駐車マスはバリアフリー非対応でかまいません。
27	11	土間ホールについて、「利用想定」に飲食スペースと記載がありますが周辺住民の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	周辺住民の一般利用は、予定しておりません。
28	11	利用者の入退管理について、建物の出入口で管理するイメージでしょうか。あるいは建物自体の出入りは自由で、各部屋ごとに管理するイメージでも可能でしょうか。	施設の主出入口で、スマートキー管理します(諸元表最下欄)。個室3室については契約オフィスとしての利用想定もあるため、室出入口でも管理可能にしたいと考えています。
29	11	諸元表のキッチン欄に、調理許可や衛生管理許可とありますが、食品衛生法の飲食店営業の営業許可が得られる仕様とする必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	将来的に食品衛生法における営業許可(別表第十九、第十六(令第三十五条十六号に規定する水産製品製造業))取得を視野に入れていますが、本設計(竣工後利用開始時点)では、職業体験(研修メニュー)、オフィス使用者のユーティリティスペースとしての利用が主となる前提で、ご提案をお願いします。
30	11	キッチンは食品開発の可能な調理室とのことですが、シェアキッチンなど「営業許可」まで取得することを視野に入れますでしょうか。	(同上)
31	11、12	キッチンはどのような使い方を想定されていますか。	(同上)

32	11、12	キッチンについて、「調理許可」や「衛生管理許可」を得られる仕様とありますが、食品衛生法における営業許可は、調理師が常駐し料理を提供し代金を徴収する場合に許可が必要と認識しております。本案件で営業許可不要の場合、土間ホールとの間に間仕切り壁を設けず、オープンキッチンを計画しても問題ないでしょうか。また、「調理許可」や「衛生管理許可」を得られる仕様とするお考えをご教授いただけると幸いです。	本業務では営業許可取得は不要です。(同上) ただし将来、営業許可を取得しようとする際に、構造体に関わるものなど大掛かりな改修と費用が生じないようなキッチンの整備を考えています。
33	11、12	ワークスペースについて、電気錠等のセキュリティは不要でしょうか。	不要です。
34	11、12	ワークスペースについて、予約は不要でワーケーション参加者でなくても誰でも立ち入れるスペースを想定していますか。	予約は必須です。
35	11	応募要項にあるDMCオフィス DMCのサテライトオフィス(常駐勤務)という記載がありますが勤務時間と、週の滞在時間などを教えていただけますか？	年末年始を除く9:00~18:00です。
36	11	施設の営業時間等(祝日、通年で開放するのか等)教えていただけますか？	利用可能時間は24時間の予定です(年末年始を除く)。
37	11	開館時間、閉館時間をご教示ください。	(同上)
38	11	計画施設内にはワーケーション利用者の宿泊機能は設けず、近隣の既存ホテル等に宿泊する想定と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
39	11、12	アウトドアワークショップについて、想定している活動がありましたらご教授ください。	外流して採れたての海産物を洗ったり、汚れた作業着を脱ぐなど。
40	12	各室の配置は平面構成例から逸脱しても問題ないでしょうか。「必ず1階に設ける必要があるもの」などといった配置計画に関する要望はありますか。	DMC管理オフィスは1階を想定しておりますが、ご提案によってはその限りではありません。その他の室の配置は、平面構成例に拘わらずご提案ください。
41	14	協力事務所の技術者、配置予定技術者に関しても45歳以下である必要がありますでしょうか？	協力事務所の技術者、その他の配置予定技術者(構造、電気など)は、45歳以下である必要はございません。総括責任者および意匠担当技術者は、45歳以下とさせていただきます。
42	14	参加資格要件において、「開設者が本業務の総括責任者を務めるものとする」とありますが、管理建築士が総括責任者を担っても宜しいでしょうか。	参加資格要件の変更はいたしません。ご了承ください。
43	14	業務実績において、元請事務所の設計協力事務所として、公共案件の主任技術者として設計をした実績は認められますでしょうか。また、認められる際に証明が必要な際にご教示下さい。	元受け事務所の代表者から証明レターをお取寄せの上、ご提出ください。当該実績が過去に所属していた事務所での場合は、元受け事務所の代表者、過去に所属していた事務所の代表者、それぞれから証明レターをお取寄せの上、ご提出ください。(代表者、責任者、経営者の別は、出来る限り統一してください。)

44	14	用途「研修施設」の設計業務は本プロポーザル参加要件の「類似業務実績」に含めると考えてよろしいでしょうか？	よろしいです。
45	14	総括責任者が意匠担当技術者を兼ねない場合、意匠担当技術者は、総括責任者が開設者となる 一級建築士事務所と雇用関係のあるものや所属する建築士である必要はありますでしょうか。また建築士資格の要否は問わないという理解でよろしいでしょうか。	意匠担当技術者には建築士資格を問いません。意匠担当技術者は、総括責任者が開設者となる一級建築士事務所と雇用関係にないものや所属する建築士でない場合、「共同参加の構成員」(P15の(9))の要件をみたくものとし、様式第4号-2をご提出お願いします。
46	14	「第4. 参加について 1. 参加資格要件 (2)1同種業務」について、用途がSOHO(スモールオフィス)が混在した住宅の場合、事務所の利用部分の床面積が100m ² 以上であれば、1同種業務の実績とするのでよろしいでしょうか。	よろしいです。
47	14	「新築における」とありますが、構造上独立部分を別棟にて増築する場合、本資格要件においては新築の実績として扱うのでもよろしいでしょうか。(敷地内に別棟で延床面積 100m ² 以上)	新築の実績とみなします。
48	14	参加資格要件について 都市公園内で新築100m ² 以上の事務所の基本設計及び実施設計をしたのですが、確認申請上の扱いが「用途:都市公園」「工事種別:増築」でした。これは、1. 参加資格要件(2)2の類似業務に該当しますでしょうか。	類似業務実績とみなします。
49	14	類似業務について、基本設計及び実施設計業務の実績とあるが、基本設計又は実施設計業務どちらかを携わった案件は実績として宜しいか。	どちらにも携わったものとします。
50	15	質問書について、第二回の質問の機会がございますでしょうか。	予定はございません。
51	15	構造担当、電気設備担当、機械設備担当については協力事務所の技術者としてできるかとあるが、協力事務所について、他の参加者と重複してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
52	15	協力事務所の配置技術者は(1)の年齢要件(45歳以下であること)は不要という理解で良いでしょうか？	よろしいです。
53	16	過去に在籍していた事務所で担当業務を実績にする場合ですが、掲載紙(例新建築など)の担当者欄に名前があるページのコピーを提出するのでもよいでしょうか。別紙3の提出は必須となりますでしょうか。	建築雑誌のデータシートに担当者として氏名が記載されているページのコピーを提出いただく場合、別紙3の提出は不要とします。
54	16	過去の在籍事務所での実績を掲載する場合、証明をもらった旨を明記すれば宜しいでしょうか。ご指定の方法があればご教示下さい。	様式集の別紙3をご活用ください。

55	16	別紙3の「署名」欄は、応募者が過去の在籍していた事務所の責任者による自筆での記入という理解ですが、自筆後の資料の写しの提出(スキャンデータの紙出力)でも問題ないでしょうか?あるいは原本が必要でしょうか?	写しの提出でよろしいです。
56	16	(1)様式及び資料実績に関する契約書等の写しは不要でしょうか。必要な場合、雑誌等の写しでも問題ないでしょうか。	契約書等の写しは必要ございません。
57	16	参加表明書のなかの6.事務所の概要書(パンフレット等)はページ数・仕様の制限等は特に無いと考えてよろしいでしょうか?	よろしいです。
58	16	過去に在籍していた事務所での担当業務を実績として含めることができるのですが、過去の実績等は審査の得点に影響はありますか?(必要を満たしているだけでなく、数や規模が多い方がいいのか)	過去の実績は、参加資格要件を満たしていることの確認と、業務の実施能力を評価する資料としても活用することを考えております。提出された書類、技術提案書、並びに2次審査での質疑応答等において総合的に評価する予定です。常識的範囲内で各自でご判断ください。
59	16	様式2の記載したすべての実績についてではなく、様式3の業務実績のみ対して別紙3を提出するという理解でよろしいでしょうか。	様式第2号の業務実績についても同様です。別紙3(参考様式)のご提出をお願いします。
60	16	提出書類の部数一覧がありますが、別紙3については記載がありません。提出部数をご教示願います。	1部とします。
61	16	別紙3について、在籍していた事務所の責任者による証明とありますが、責任者は事務所の開設者と管理建築士や代表が異なる場合、開設者、管理建築士、代表のいずれかの署名でよろしいでしょうか。	よろしいです。
62	16	事務所の概要書(パンフレット等)の情報量や完成度は事務所の信頼度の評価へ感情的に影響すると思いますが、審査員やプロポーザルの評価関係者の方が当該書類を目にすると考えて間違いないでしょうか?	実績の評価は事務局で行います。審査員は、一次審査において、抽象化された評価を一覧表として目にすることはありませんが、固有名詞がわからない形で審査します。二次審査においては、提出いただいた書類を参考として質疑や評価を行う場合もございます。いずれにせよ、公明性に十分配慮しながら審査は厳正に行われるものとご理解ください。審査の内容等については追って審査講評等で公開します。
63	16	事務所の概要書を提出する必要がありますが、パンフレット等がない場合はHPのスクリーンショット等でもいいでしょうか?(具体的にどのような情報を求めているのか知りたいです)	事務所ホームページをプリントしたもの等でよろしいです。事務所概要、事業内容、事務所体制等がわかるもの。
64	17	「3参考見積書」の金額は実際の契約金額とほぼ直結すると考えて間違いないでしょうか?	契約前の協議にて契約金額を確定します。
65	18	技術提案書は注意事項を守っていれば、様式は自由という認識でよろしいでしょうか。	P17(1) P18①②に記載の内容を守っていれば、よろしいです。

66	18	18pにあるように参加者の個人を特定出来るような情報の中に参考事例として乗せる場合の過去物件の写真などは該当しますでしょうか？	提案書には、いかなるものであれ個人を特に出る情報の掲載は差し控えてください。 注) 実績書(様式第2～第4-2)の評価は事務局で行い、一次審査において審査員は、抽象化された評価を一覧表として目にすることはありませんが、固有名詞がわからない形で審査しますので、実績書の記載は「特定できる情報」に該当いたしません。
67	20	審査会への参加者を検討するにあたり、総括責任者、意匠担当技術者、その他配置予定技術者、共同応募の場合の構成員のうち、審査会への参加が必須となる者について確認させてください。	様式第4号-1、様式第4号-2に記載の技術者のうち、提案者が必要と判断する技術者の参加としてください。
68	20	プレゼンテーションの出席者は、様式4-1に記載する総括責任者、意匠担当技術者、その他の主な配置予定技術者のみでしょうか。	(同上)
69	20	「プレゼンテーションの内容は、提出した技術提案書の内容に沿って説明を行うこととし」とは、技術提案書として提出するA3用紙内の写真・図版及びテキスト以外は使用できないという意味で宜しいでしょうか。あるいは一次審査通過後にプレゼンテーション用に新たに資料を作成しても問題ないでしょうか。	プレゼンテーションは、1次に提出された技術提案書を基本に行っていただきます。
70	20	2次審査では模型の持ち込みは可能でしょうか。	可とします。
71	21	「設計業務を完遂する能力」とは、必要な実績が1件あれば十分なのか、複数あると評価が高いのか、他の(「同種もしくは類似業務実績」ではない)実務実績の評価も影響するのか、それぞれの塩梅についてご教示ください。	提出された書類、技術提案書、並びに2次審査での質疑応答等において総合的に評価する予定です。常識的範囲内で各自でご判断ください。
72	21	共同設計者を含んだメンバー全体の実務実績や活動実績を見て「設計業務を完遂する能力」を判断されるのでしょうか？	その通りです。ただ、小さな施設規模ですので、適正なヴォリューム感のチーム編成であることが望ましいと考えます。
73	様式第1号	商号または名称の欄は、単独応募の場合は、法人名や一級建築士事務所名、共同応募の場合は共同応募名とするのでよろしいでしょうか。	よろしいです。
74	様式第2号、様式第4号-1、様式第4号-2	同種・類似施設の実績において、発注者欄の表記を、戸建て住宅の場合プライバシーに配慮し「個人」としてもよろしいでしょうか。	よろしいです。
75	様式第2号、様式第4号-1、様式第4号-2	同種・類似業務の実績に記入する発注者について、発注者が匿名希望した場合、匿名と書いて宜しいか。	よろしいです。

76	様式第2号	応募要領の14Pの第4-1の参加資格要件(2)で、同種業務もしくは類似業務実績の「基本設計及び実施設計業務」と書いてありますが、様式2号には「完成年月」を記載することになっています。基本設計及び実施設計完了まで担当したものの、まだ建物が完成していない場合は業務実績として記載することは可能ですか？	実施設計まで完了しているものは、業務実績に含みます。その場合、完成年月の記載欄には完成「予定」年月を記載してください。
77	様式第2号	「完成年月」には設計完了時ではなく、建物完成時の年月を記載するということいいでしょうか？	お見込みのとおりです。
78	様式第2号	実績について、基本設計を終えて、現在実施設計中のプロジェクトについては、進行中というステータスをつけたうえで実績に加えることは可能ですでしょうか。	竣工後の案件を記載いただくことを想定していますが、2件目以降の実績に限り、進行中の実施設計の記載を禁止するものではありません。しかしながら、業務の実施能力を評価する資料としても活用することを考えておりますので、必ずしも竣工が完了したものと同等に扱われるわけでは無いことをご理解ください。
79	様式第3号	「事務所または代表者のこれまでの業務のうち1件」は、「同種もしくは類似業務実績」でなくてよいでしょうか？	P16(1)のとおり、様式第3号には、様式第2号に記載した業務のうち1件について記載をお願いします。
80	様式第4号-1	その他の主な配置予定技術者には、建築士や設備士の資格は問わないという理解でよろしいでしょうか。また個人事業主で氏名の場合は、所属事務所名にはその氏名を記載するのでよろしいでしょうか。	よろしいです。
81	様式第4号-1	【総括責任者】の同種・類似業務の実績と様式2号で記載する実績が同じ場合は、様式2号で実績を3以上記載した場合は、そこから2物件を抜粋する形で記載すればいいでしょうか？	お見込みのとおりです。
82	様式第4号-1	その他の主な配置予定技術者には構造や電気以外の応募者が必要と思う技術者、例えば機械やランドスケープ、サイン、照査などを任意で追加してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
83	様式第4号-1、様式第4号-2	様式4-1における意匠担当技術者以降および様式4-2の構成員の欄にて示す同種・類似業務の実績には、別紙3の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	過去に在籍していた事務所での担当業務を実績として記載する場合は同様に、別紙3など現在在籍している事務所の責任者による当該物件の実績を証明するものを提出をお願いします。
84	様式第4号-1	総括責任者および意匠担当技術者の同種・類似実績で記載する内容に関しても、(別紙3)参考様式は必要でしょうか。	(同上)
85	様式第4号-2	その他の構成員は「第4. 参加について1. 参加資格要件(9)の要件を満たすことが条件になっています。個人事業主名が氏名の場合は、所属事務所名にはその氏名を記載するのでよろしいでしょうか。また資格が無い場合は資格欄は「無し」とするのでよろしいでしょうか。	資格が無い場合は空欄としてください。

86	様式第4号-1、 様式第4号-2	同種・類似業務の実績欄に、立場を記載する欄がありますが、例えば総括責任者、意匠担当技術者、管理技術者、主任技術者などの明確な立場がない場合、主担当や担当者として記載するのでよろしいでしょうか。	よろしいです。
87	様式第4号-1、 様式第4号-2	同種・類似業務の実績欄に、受賞歴を記載する欄がありますが、記載できる賞の種類や数の制限はありますか。	主たるものを2つまでお願いします。
88	様式第4号-1	その他の主な配置予定技術者に、意匠担当技術者以外の、その他の意匠担当技術者を追加してもよろしいでしょうか。	よろしいです。共同応募の場合は、様式第4-2を提出してください。
89	様式第4号-1	配置予定技術者(構造)が単独で参加資格要件を満たしている人物だった場合、その人物が単独で参加をしても、当人の了承があれば配置予定技術者に記載しても構わないでしょうか?	重複での参加は、協力事務所としての参加技術者の場合のみでお願いします。
90	様式第6号	参考見積書には内訳が必要でしょうか。必要な場合どの程度詳細な記載が必要となりますか。	内訳は不要です。
91	別紙3	別紙3の在籍していた事務所の責任者による署名欄は自署である必要はありますか。	自署でお願いします。
92	資料⑥	災害危険区域の指定範囲外に見えますが、どのように考えたら良いでしょうか。	災害危険区域(第2種区域)です。
93	業務委託仕様書	「1.業務の概要 (3)設計と条件 2対象施設の条件」に耐震性能の記載がありません。もし満たすべき性能の要件がありましたらご教示願います。	耐震等級1以上とします。
94	業務委託仕様書	概算工事費の算出については、4Pに積算基準の記載もあることから、設計者による公共単価を用いて公共建築設計の積算に準じた概算見積が必要との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
95	業務委託仕様書	【追加業務・サイン計画について】構造、電気、機械以外の担当者として専門家(サイン・ロゴデザイナー)を協力事務所として記載することは可能でしょうか?	可能です。
96	業務委託仕様書	「4.配置技術者の要件、留意事項」について、電気設備担当、機械設備担当は一人が兼務してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
97		敷地周辺には開発中の街区が見られますが、今後周囲にはどのような建物が建つ予定ですか。	当該敷地の南側道路より北側は、主に住宅となることが予想されます。
98		隣接する産業施設用地には既に新しい建物を建てる計画はありますか。ある場合、どのような建物が建つ予定なのか資料をいただきたいです。	ありません。

99		敷地周辺はどの程度の車通りがありますか。この施設へやってくる人はどの道からやってくる人が多いでしょうか。	車通りは非常に少ないです（地区住民の生活道路）。本施設への主なアクセスは、南側道路を想定しています。
100		この施設を利用する人の宿泊場所の想定はありますか。	市内中心部のホテルです。
101		設計を進めていく上で行政とのやりとりは生じますか。行政からの要望が生じることはありますか。	対象敷地にかかる都市計画に関連する担当課との協議が必要と考えられます。現時点で、行政から要望が生じる想定はありません。
102		この施設はどのような層の利用者をターゲットとしていますか。学生に利用してもらう想定もありますか。	企業の方が中心ですが、大学生がインターンシップで利用する場合があります。
103		利用者の想定はNemaru Port with Open Field Museumのようによろしく、釜石市、釜石DMC、WORKMILL、日鉄興和不動産、オカムの社員さんがメインで使うのか、それとも企業を決めないで会員制で誰でも使える施設にするのでしょうか？	企業の限定はしません。予約をいただいた企業様にご利用いただきます。
104		NemaruPortとの連動、連携した運用は想定されますか？	想定します。
105		只越町にある「NemaruPort」の施設紹介に「スマホ1つで解錠・施錠ができます。」とありますが、既存施設は会員制又は予約制で運用していますか。	そのとおりです。
106		Nemaru Portの見学は可能でしょうか。	可能です。かまいしDMCに「Nemaru Portの見学希望」とお問合せください。
107		堤防の高さについての情報があればいただけないでしょうか。	釜石湾に再整備された防潮堤高さは、海抜 6.1mです。
108		敷地測量図のCADデータをいただくことはできますか。	CADデータは契約後、受注者に提供いたします。公告時に掲載の資料「④敷地測量図」に敷地の座標が示されていますので、そちらを活用ください。
109		敷地周辺地図についてCADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	CADデータは契約後、受注者に提供が可能です。PDFを本回答の後ページに掲載いたします。
110		現在の敷地及び敷地周辺の地面の高低差に関する資料があればいただけないでしょうか。	本回答の後ページに掲載いたします。
111		現在の敷地周辺写真をいただくことはできますか。	10月2日17時にかまいしDMCホームページのプロボ関連ページに追加掲載いたします。